

英国における企業の致死事件に対する刑事処罰の拡大

岡久 慶

- I 背景
- II 法人故殺法案草案の発表
- III 法人故殺法案草案への反響
- IV 法人故殺法案発表と審議過程
- V 法人故殺法の概要
- VI 法人故殺法の評価

2007年法人故殺法(Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007 (c. 19))^(注1)は、企業等の法人が起こした死亡事故に対して、刑事責任を問う法律である。従来、こうした刑事訴追においては、特定の運営責任者の責任を証明する必要があったが、本法はこれを法人の管理・運営体質に帰因させ、違反に対して上限のない罰金を課することを可能とするものである。

この法律の制定は、1997年に労働党が政権を獲得した直後の党大会において公約に掲げられていたが、政府内の慎重論もあり、その歩みは遅々としたものであった。

公約は、2001年及び2005年の総選挙マニフェストにも掲げられていたが、議会の2005-2006年会期も終盤に近い2006年7月によく法案が提出された。同法案は次年度の継続審議を経て、2007年7月26日に成立した。

I 背景

現行の法制度において、危険運転致死等の道路交通事故に関わる死亡事故の犯罪や、大量虐殺罪といった特に規定されたものを除き、殺人の罪は予謀の犯意(malice aforethought)をもって行われる謀殺(murder)とそれ以外の故殺

(manslaughter)に大別される。

故殺は犯罪としては1つにまとめられるが、その中には、謀殺に該当するが、挑発や特異な精神状態等によって罪状軽減の事情を勘案できる状況のもとで行われた故意故殺(voluntary manslaughter)と、そうでない非故意殺(involuntary manslaughter)が含まれる。後者はさらに、非合法及び危険な行為を遂行する過程で人を死亡させる不法行為故殺(manslaughter by an unlawful and dangerous act)と著しい不注意によって人を死亡させる重過失故殺(manslaughter by gross negligence)に分類される。

イギリスの刑法においては、法人は自然人と同じくあらゆる罪状で訴追することが可能であり、法人の作為又は不作為によって人が死亡する法人故殺が生じたときは、注意義務の懈怠による重過失故殺が適用されてきた。また、法人と同時に、責任を負う法人の構成員を訴追することも可能である。^(注2)

とはいえ、従来の法制度によって、法人の故殺責任を問うには困難があった。まず組織の訴追のためしばしば援用される使用者責任(vicarious liability)の原則が、名誉毀損、迷惑行為、制定法上の犯罪を除いては刑法上では適用されず、コモンロー犯罪である故殺にも適用されないからである。^(注3)

使用者責任の原則が適用されない訴追手続で適用されるのが、法人の管理又は運営を行う者が企業そのものを体現しているとみなす「同一視(identification)」の原則である。これに基づいて法人故殺を訴追する場合、運営者(directing mind)と定義される、企業と同一視される

個人が直接的に故殺の責任を負うことを証明する必要がある。しかし、大規模かつ機能が広範囲に広がる組織において、これを証明することは至難であり、さらに業務の安全管理を分散し、委託する近年の傾向とあいまって、大企業が容易に責任を回避することを可能としている。訴追の成功例が少なく、有罪宣告を受けるのが小規模な組織ばかりなのは、このためである。^(注5)

法人故殺の実態は、職場における死亡事故と一般市民を巻き込んだ死亡事故に大別される。

職場における死亡事故に関しては、2001年時点で年間平均300人を超える死亡者が報告されている。^(注6) 衛生安全執行委員会 (Health and Safety Executive) の推定によれば、1997年から2001年に1,500人が職場で死亡しているが、その内40%が運営における重大な欠陥に起因しているとされる。また、労働組合の推計では、350の企業が法律の不備によって訴追を免れているとされる。^(注7) 1992年以来、職場における故殺として34件の訴追が行われたが、そのうち有罪宣告を受けたのは6つの小規模な組織だけである。^(注8)

また、イギリス最大の総合労組の1つである運輸及び一般労働者組合のトニー・ウッドリー事務局長は、2006年7月24日付のガーディアン紙の投書欄で、次のように指摘している。「過去30年間に発生した1万人の職業関連死亡事故において、7割が管理の欠陥に基因すると衛生安全執行委員会に認定されているにもかかわらず、運営責任者が有罪宣告を受けた例は11件で、さらに投獄された例はその内5件に過ぎない」。^(注9)

一般市民を巻き込んだ死亡事故に関する有名な例として、1987年ベルギーの港ゼーブブルッヘで193人の死者を出したフェリー転覆事件^(注10)、1997年に死者7人、負傷者150人を出したサウスオールの列車衝突事故^(注11)などが挙げられる。ゼーブブルッヘの事件から2002年11月までの間に、鉄道、船舶等の大規模事故が8件発生し、451人が死亡

^(注12)。これらの事故を起こした企業は訴追されたが、大事故を起こしうる大企業ほど同一視原則の運営者に該当する個人を特定することが困難という先述した問題に直面し、いずれも故殺の刑事責任が問われることがなかった。こういった大規模事故及びそれに対する司法の対応への世論の不满は、法改正を促す要因となった。

II 法人故殺法案草案の発表

こうした経過を経て、同一視の原則が、検察側に過大な立証責任を負わせるものであるとの批判が強まり、政府の意向を受けた法律委員会 (Law Commission) は、故殺規定の改革の一環として法人による故殺についても検討の対象とすることとなった。委員会は、1996年に報告書「刑事法典の制定：非故意殺^(注13)」を発表し、次のように勧告した。

- ・ 非故意殺を未必の故意による殺害 (reckless killing) と重大な不注意による殺害 (killing by gross carelessness) の2種類に分割すること。
- ・ 法人に対して後者に対応する法人故殺罪 (corporate manslaughter) を設けること。

1997年に政権を獲得した労働党は、同年10月の党大会において関連法制を改革する意思を明らかにした。しかし、その後の協議はなかなか進展せず、協議書「非故意殺に関する法律の改革」^(注14)が発表されたのは2000年5月になってからであった。

この協議書は、法律委員会の提案に賛同すると共に、規定を企業だけでなく国王の機関 (crown body)^(注15)を除く全ての雇用機関 (法人格のないものを含む) まで拡大することや、法人組織だけでなく運営責任者 (director) を含む法人役員を処罰対象とすることなども提案して

いる。

ただし協議書は、法人役員の処罰は経営資格を停止する提案にとどまった。このような拘禁刑適用に対する慎重な姿勢は、過去の事件の遺族や労働組合等を失望させるものだった。

協議は、その後大きな動きがないまま、2001年総選挙が行われることとなった。労働党はマニフェストで法人故殺の法律制定を掲げ、2003年5月になって同年秋に草案を提出すると公約した。しかし、提出期日は、2004年春へ、さらに2004年冬へ、と延長され続け、2005年3月23日^(注16)によろやく法人故殺法案草案(Draft Corporate Manslaughter Bill)を含めた公開協議書^(注16)が提出されるに至った。

草案は、2000年の協議書の提案と異なり、国王の機関を含むすべての政府機関を法人故殺の訴追対象とした。その一方で、逆に非法人格の組織は訴追対象から外した。警察は、監査を担当する警察管理委員会(police authority)が法人格の組織で、実務を担当する警察隊が非法人格の組織という構造を持つために、草案の中では訴追対象に指定されなかった。政府は、警察組織も法人故殺の訴追対象とされなければならないと考えており、課題は公開協議後に持ち越されることとなった。なお情報及び諜報関係部局(MI5、MI6等)は、法人故殺の訴追対象とされない。

草案が規定する法人故殺の定義は、法律委員会が勧告したものに比較して、従来の同一視原則により近いようにみえる。法律委員会の勧告では、危険が明白であったこと、被告がそれを察知できたか否かは、考慮されず、被用者又はその他の者の安全に関わる法人活動の運営に、死亡事故を引き起こす欠陥があったか否かが、考慮される。一方草案においては、運営責任者が健康及び安全に関する違反、それが死亡事故に関わる可能性を知っていたか、又は知るべき

であったか、加えて違反によって利潤を追求しようとしたか否かを考慮する必要性が規定されている。

また、運営責任者と経営者の個人責任を問う規定は、結局採択されなかった。この点について、政府は、運営責任者の直接責任が著しいときは、従来の故殺の規定を用いれば足るとした。^(注17)

III 法人故殺法案草案への反響

従来、法人の故殺に対しては、比較的罰金が軽く、一般的に犯罪扱いされていない健康及び安全に関する違反を追及する方が、訴追成功率が高かった。政府は、草案の規定が、上限のない罰金を課し、有罪とされたことが公衆に知られることによる商標信用度の低下という面から、抑止効果を発揮できるものと考えた。

一方、同草案の問題点として、次の点が挙げられた。

- (1) 法人故殺が、「運営責任者による業務の運営又は編成が死亡事故の原因となったこと」として規定されているため、責任逃れのための運営の分権化を促すことになり、かつこの規定では親会社と子会社の関係を網羅しきれないこと。
- (2) 注意義務の重大な違反を判断するにあたって、違反による利潤追求の目的を考慮する旨規定されているが、実際にその証拠を入手することが困難であること。
- (3) 運営責任者個人の刑事責任を問うのであれば、資金力のある大企業に対して抑止力が充分でない可能性があること。
- (4) 公的専管機能^(注18)の遂行及び公共機関の公共政策に関わる判断に対する適用が除外され、公共機関に関して利潤追求の目的を証明することがそもそも困難であること。つまり、国王の機関に対する訴追の免責が、実質的に維持

されていること。

労組代表組織である労働組合会議 (Trade Union Congress) は、草案の提出を概ね歓迎しながらも、上記の問題点(3)に対して不満足で、公開協議の中で運営責任者個人の責任を追及する規定の導入に向けて働きかけていく意向を明らかにした。これに対し経営者団体であるイギリス産業連盟 (Confederation of British Industry 以下 CBI という。)は、経営者の個人責任を問う規定が導入されなかったことを歓迎する一方で、問題点(4)を不満とした。

2000年の協議書に対し、CBI は、新たな法律が経営者の訴追リスク回避 (risk averse) の行動を引き起こすと論じ、経営者の個人責任追及に反対していた。今回の草案が個人訴追の規定を含んでいないこと、さらに草案を掲載した協議書の中でチャールズ・クラーク内相が業界よりの議論をしていることを挙げて、政府が業界の圧力に屈したとする批判も出た。^(注19)

産業界からの激しい反発は、別の言い方をすれば個人責任追及こそが法人故殺にとって、最高の抑止力となりうることを証明するとの指摘もある。労働者及び公共の安全のために企業責任を監視する慈善団体として公認されている「法人責任センター」(Centre for Corporate Accountability)は、イギリスの企業運営責任者のサンプルとして抽出された120人の内、3分の2が個人責任追及が雇用主に職業に付随した危険を軽減する努力を促すと回答したとする研究を引用して、この方法の有効性を訴えている。^(注20)

IV 法人故殺法案発表と審議過程

草案に対する公開協議と、2005年5月5日の総選挙を挟み、2005-2006年会期の終わりも近づいた2006年7月20日、ようやく法人故殺法案 (Corporate Manslaughter and Corporate

Homicide Bill) が下院に提出された。

呼称が変化しているのは、イングランド及びウェールズにのみ適用される予定だった同草案が、法案においては北アイルランド及びスコットランドに拡張することになったからである。^(注22)

法案では、IIIの(1)~(4)で挙げた問題点について、いくつかの改善が図られている。まず(1)について、運営責任者が注意義務の違反を知っていたか、知るべき立場にあったか否かではなく、組織の体質が違反を助長したか否かが立件の要件とされ、同一視原則が後退している。また、違反法人による利潤追求目的を証明する要件が削除され、有罪宣告率の向上と公共機関訴追の容易化が図られている。ただし、(3)の運営責任者の刑事責任不問等は法案に残された。

法案の提出は、労使双方から支持されたが、そのニュアンスはいささか異なる。労働者団体が違反した法人の訴追手段強化を歓迎しているのに対し、使用者団体 (CBI) は法人故殺の連帯責任性に焦点を置いて、個人責任を追及しないことを評価しているからである。

2006年10月10日に第二読会を通過した法案は、10月19日から31日までの間、常任委員会の7回に亘る審議を終え、11月8日の会期終了を迎えた。

法案は継続審議の対象に指定され、次期会期が召集された翌日の11月16日に再提出され、12月4日に下院の残る審議を通過し、翌日には上院の第一読会に提出された。

法案は2006年12月19日に上院の第二読会を終え、2007年1月11日から18日にかけて上院大委員会で4回審議された。同法案は2月5日の委員会報告を経て、2007年2月28日に第三読会を終了した。

しかし、ここから上院と下院のせめぎあい約5か月間続くことになる。問題の焦点となったのは、身柄拘束対象者の死亡事故である。警

察により逮捕され、勾留中の容疑者が死亡した事例は、2006年度で31人、刑務所で自殺・他殺により死亡した者は2006年度で154人であった。近年のイギリスにおいてはこの種の事件が問題化しており、上院においてはこうした事件を訴追対象とすべきとの意見が強かった。

政府、特に法案の担当責任者であったジョン・リード内相（当時）は、このような改正案が上院で採択されれば、法案を破棄するという強硬な発言をしていた。これに対する反発は強く、保守党の影の内相であるデイヴィッド・デイヴィス議員は、法律が自分の管轄に適用されることを忌避してのことだとして非難した。また、上院は2月5日の委員会報告において、223対127で改正案を採択した。

元大法官アーヴィン卿を含む造反議員を出した大差の敗北を受けて、政府は同法案を廃案することは撤回した。しかし、上院改正案を受け入れるわけでもなく、法案は7月までに上下院の間を4往復することとなった。7月19日、ジャック・ストロー司法相（大法官兼務）がようやく上院案を受け入れる意向を示し、法律は7月26日に成立した。

V 法人故殺法の概要

法人故殺法は、29か条と附則2からなる。各条の規定をまとめると、以下のようになる。なお、法律は連合王国全土に適用される。

1 法人故殺（第1条）

- ・法人故殺は、単独法人を除く法人、中央政府省庁、警察隊、共同事業、雇用主としての労働組合及び使用者団体等の、活動の運営及び編成の態様が、関連する注意義務の重大な違反（gross breach of relevant duty of care）に該当し、かつ人が死亡した場合に発生する。
- ・法人故殺は、経営陣（senior management）

による組織の運営及び編成が、関連する注意義務の重大な違反の実質的な要因であるときに成立する。

- ・経営陣とは、当該の機関のすべて又は実質的部分の活動の運営又は編成に対して、決定を下すか、実際にこれを行う者たちをいう。
- ・故殺の責任は、当該の法人又は政府機関が負い、裁判によって有罪を宣告されれば、上限のない罰金が科される。

2 関連する注意義務（第2-7条）

- ・関連する注意義務とは、組織に関連して、雇用主として従業員に対して負うべきもの、土地の占有者として土地利用によって影響を被る者に対して負うべきもの、物品及びサービスの提供、建築及びメンテナンス、その他の商業活動、又は施設若しくは乗り物の使用に関連して負うべきもの、並びに刑務所、警察、裁判所、移民管理当局、病院等が身柄を拘束した者に対して負うべきものをいう。
- ・被害者が違法行為に従事している場合、又は被害者が危険を受け入れている場合に生じる関連する注意義務の免除は、法人故殺法に関しては適用されない。
- ・公共政策に関わる判断（特に予算の配分又は公益の比較）、公的専管機能の遂行及び法律に基づく査察に関して、公共機関は関連する注意義務を負わない。
- ・陸海空の軍隊による、作戦行動（平和維持活動、治安活動、対テロ活動を含む）及びその準備又は支援に関して、国防省は関連する注意義務を負わない。
- ・テロリズム、不穏及び重大な治安素乱に対応する警察及び法の執行活動、並びにその準備、支援又は訓練に関して、国防省は関連する注意義務を負わない。
- ・緊急事態において、消防救助隊、国民保健サービス及び軍隊等が行う、治療活動及びそれに

関する判断を除く行動に対しては、関連する注意義務は生じない。

- ・地方自治体、その他の公共機関は、法律に基づいて付与された、児童の監督・保護等に関する機能行使に対しては、関連する注意義務を負わない。

3 重大な違反（第8条）

- ・陪審員が、関連する注意義務の重大な違反について判断するにあたっては、証拠を吟味し、当該組織が健康及び安全に関わる法律に違反していたか否かを考慮する。
- ・違反があった場合は、その深刻度及び当該組織内部の態度、政策、体制又は慣行がそのような違反を促進し、あるいは許容するに至った度合いを考慮する。

4 救済命令及び公表命令（第9-10条）

- ・法人故殺に対して有罪宣告を行った裁判所は、当該組織に対して、違反、違反の結果生じたこと、及び違反を生じさせた組織の政策、体制又は慣行等の欠陥を取り除くことを目的とした救済命令（remedial order）を発することができる。
- ・救済命令は特定の期間を指定し、その実行を求めるものであり、当該組織に対して、措置を実行した証拠を関連する執行機関に提出するよう要請することができる。救済命令に従わず有罪宣告を受けた場合、正式起訴により上限のない罰金が科される。
- ・法人故殺に対して有罪宣告を行った裁判所は、当該組織に対して、有罪宣告、罪状の詳細、罰金額及び救済命令の詳細等を公表することを目的とした公表命令（publicity order）を発することができる。
- ・公表命令は特定の期間を指定し、その実行を求めるものであり、当該組織に対して、措置を実行した証拠を執行機関に提出するよう要

請することができる。救済命令に従わず有罪宣告を受けた場合、正式起訴により上限のない罰金が科される。

5 特定の範疇の組織に対する適用（第11-14条）

- ・国王の機関に対して、特に法律で明記されない限り適用される訴追の免責は、法人故殺に関しては適用されない。

6 雑則（第15-20条）

- ・法人故殺の訴追は、イングランド及びウェールズにおいては検察局長（Director of Public Prosecutions）、北アイルランドにおいては、北アイルランド検察局長（Director of Public Prosecutions for Northern Ireland）の同意があるときに限り、開始することができる。
- ・法人故殺を行うための援助、幫助、助言又は調達等の罪状で、個人を有罪とすることはできない。
- ・法人に対するコモンローの重過失故殺罪（gross negligence manslaughter）適用を廃止し、今後は法人故殺罪を適用する。

VI 法人故殺法の評価

政府は、2006年7月に発表した法人故殺法案の規制影響評価^(注28)において、職場における事故及び従業員の体調不良による支出は、社会全体で200～318億ポンド（約4兆7930億～7兆6208億円）、弁護士料金、法律顧問又は訓練等の法人による支出と、訴追手数料等の政府支出の合計が1920万～2120万ポンド（約46億～50億円）と見積もっており、法律制定でこれらの事故を0.1%でも削減するだけで採算がつり合うとしている。また、法律改正により、年間の法人故殺の訴追件数が10～13件増えるとされている。

法人責任センターは、未だに同一視原則を保持していること(第1条参照)、運営責任者個人の刑事責任が不問とされている点を挙げ、法人故殺法制定が「機会を逸した(missed opportunity)」と評している。ただし、上院の委員会審議で加えられた公表命令(第9-10条参照)については、これが法人の注意義務違反を戒める強力な武器になりうるとして評価している。

公表命令だけでなく、法人故殺罪の捜査対象とされること自体に伴うイメージ・ダウンは、罰金以上の損失となるであろうとの論評^(注29)もある。運営責任者の刑事責任追及という実効性を与えられなかった、法人故殺法による抑止力は、この制裁によって担保されていくものと考えられる。

注

* インターネット情報はすべて2007年8月31日現在である。

(1) 法人故殺は、イングランド及びウェールズ、並びに北アイルランドにおいては“corporate manslaughter”、スコットランドにおいては“corporate homicide”と異なった原語が使用されている。両者が同義であることを踏まえて、本文中では呼称を「法人故殺法」として統一する。

(2) 以上は、次の出典に拠る。

David Feldman et. al., *English Public Law*. Oxford: Oxford University Press, 2004, pp.1241-1252.

(3) 制定法上の犯罪(statutory offence 又は statutory crime)とは、文字通り制定法によって定められた法律であり、判例法により生み出されてきたコモンロー犯罪(common-law offence 又は common-law crime)と対比して用いられる。

(4) The Law Commission, *Legislating the Criminal Code: involuntary manslaughter* (Law Com No. 237) HC 171, March, 1996.

<<http://www.lawcom.gov.uk/files/lc237.pdf>>

(5) *Ibid.*

(6) 法人責任センターのウェブサイトにおける以下のページを参照。

<http://www.corporateaccountability.org/stats_deaths.htm>

(7) Mark Tran, “Corporate killing bill unveiled.” *The Guardian*, Nov. 23, 2004.

(8) Home Office, *Corporate Manslaughter: The Government’s Draft Bill for Reform* CM 6497, 2005.

<http://www.homeoffice.gov.uk/docs4/tso_manslaughter.pdf>

(9) Tony Woodley, “Letters: Manslaughter bill must ensure justice for those killed at work.” *The Guardian*, Jul. 24, 2006

(10) この事件は、船首部のランプウェイを開けたまま出港したことによる人為的ミスが原因とされる。

(11) サウスオール事故では、運転士が赤信号を見逃したため、旅客列車が貨物列車に衝突した。運転士の不注意が直接の原因ではあるが、警報機等が機能しなかったことも指摘されている。

(12) “Labour shelves corporate killing bill.” *The Guardian*, Nov. 8, 2002.

(13) The Law Commission, *Op. cit.* (4).

(14) Home Office, *Reforming the Law on Involuntary Manslaughter: The Government’s Proposals*, 2000.

<<http://www.homeoffice.gov.uk/docs/invmans.html>>

(15) 国王の機関(crown body)とは、政府の省庁及び設立を定める授権法で国王の代理と規定される機関をいう。国王の免責(crown immunity)により、法律で特に規定されない限り訴追の対象とならない。

(16) Home Office, *Op. cit.* (8).

(17) *Ibid.*

(18) 公的専管機能(exclusively public function)とは、国王大権に属するか、法制化された規定に基づく機能のこと。

(19) George Monbiot, “Business of killing.” *The*

- Guardian*, March. 29, 2005.
- (20) 以下の記事は、内務省が2002年の段階で経営者の個人責任を問わない旨の手紙を内密に送っていたと報じている。
George Monbiot, “Far too soft on crime.” *The Guardian*, Oct. 5, 2004.
- (21) Courtney Davis, *Making companies safe: What works?* London : Centre for Corporate Accountability, 2004, p.51.
- (22) *Op. cit.* (1).
- (23) 身柄拘束された者の死亡事故を追及する NGO であるインクエスト (Inquest) のウェブサイトによる。対象は警察に限らない。
<http://inquest.gn.apc.org/data_deaths_in_police_custody.html>
- (24) *Ibid.*
<http://inquest.gn.apc.org/data_deaths_in_prison.html>
- (25) Greg Hurst, “Lords set to scupper corporate killing bill.” *The Times*, February 5, 2007.
- (26) 2007年5月16日の内務省分割で、刑務所に関する

責任は司法省に移管されたが、この時点では警察及び刑務所は内務省の管轄下にあった。

- (27) David Hencke, “Peers widen scope of manslaughter bill in rebuff to Reid.” *The Guardian*, Feb. 6, 2007.
- (28) Home Office, *Corporate Manslaughter and Corporate Homicide: A Regulatory Impact Assessment of the Government’s Bill*. Jul. 20, 2006, p.18.
- (29) David Leckie, “Bad press is biggest deterrent in ‘kill’ Bill.” *Personnel Today*, Jun. 5, 2007.

参考文献

- ・ Brenda Brevitt and Miriam Peck, *The Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Bill* [Bill 220 of 2005-06] (Research Paper 06/46). Oct. 6, 2006.
<<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2006/rp06-046.pdf>>
- ・ 川崎友巳『企業の刑事責任』成文堂, 2004.

(おかひさ けい・海外立法情報課)